

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年12月21日

水 曜 日

第 4146 号

目 次

告 示

- 富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例第3条第1項に規定する指定区域としての指定についての一部改正 1
- 指定自立支援医療機関の名称の変更 2
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始 3

公 告

- 黒瀬川及び高橋川水系における重点的撤去区域の設定等に関する公告
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 4
- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告 7

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第541号

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例第3条第1項
に規定する指定区域としての指定についての一部改正について

富山県都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例第3条第1項に規定する指定区域としての指定について(平成18年富山県告示第445号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、富山県土木部建築住宅課及び富山県高岡土木センターにおいて縦覧に供する。

平成28年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「32.77」を「30.87」に、「8.45」を「8.25」に、「6.96」を「3.31」に改める。

(建築住宅課)

富山県告示第542号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

平成28年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		所在地	担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	変更年月日
変更前	変更後				
あんず薬局	あんず薬局黒部本店	黒部市北新10番地4	育成医療・更生医療	調剤	平成28年11月3日

富山県告示第543号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 井波城端線	南砺市井波字今町1970番地先から 南砺市北川字宮前1760番5まで	変更前	A	最大 10.0 最小 5.3	518.1	砺波土木センター
	南砺市井波字今町1970番地先から 南砺市北川字宮前1760番5まで	変更後	A	最大 10.0 最小 5.3	518.1	

南砺市井波字東町2190番6 から 南砺市北川字宮前1760番5 まで	変更後	B	最大 27.0 最小 16.0	175.2
--	-----	---	--------------------	-------

富山県告示第544号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 井波城端線	南砺市井波字東町2190番6 から 南砺市北川字宮前1760番5 まで	平成28年12月22日	砺波土木 センター

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

黒瀬川及び高橋川水系における重点的撤去区域の設定等に関する公告

黒瀬川及び高橋川水系における不法係留船対策に係る計画において、重点的撤去区域を次のとおり定めたので公告する。

なお、関係図書は、富山県土木部河川課及び新川土木センター入善土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 重点的撤去区域の範囲

河川名	上 流 端	下 流 端
黒瀬川水系黒瀬川	新田橋上流の矢板護岸上流端	河口
高橋川水系高橋川	立野橋上流の矢板護岸上流端	河口
高橋川水系仁助川	仁助橋下流のワンド上流端	高橋川との合流点

2 設定時期

平成29年 6 月 21 日

3 河川管理者が執るべき措置

河川管理者が別に定める期限までに、不法係留船を適法に係留し、若しくは保管できる場所に自主的に移動させない場合又は不法設置栈橋等を除却し河川を原状に回復しない場合は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）その他関係法令に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成28年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

無線式オンボードタイマー 一式

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年 3 月 24 日

(4) 納入場所

富山県西部体育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第151号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

3 競争入札参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成28年12月21日から平成28年12月28日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

平成29年1月4日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

平成29年 1月10日 午後 2時00分

(2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

9 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入

札をすることがある。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域の指定に関する公告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定したので公告する。

なお、詳細は関係図面のとおりとし、当該関係図面は、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第14条の規定により、富山県黒部市生地地内（黒部漁港）に掲示する。

平成28年12月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定する区域及び指定物件

漁港名	指定区域	指定物件
黒部漁港	北防波堤南側先端と南側護岸南側先端から62.6mの地点を結んだ線及び水際線に囲まれた水域施設（航路、泊地）、船揚場	漁船以外の船舶

2 指定の適用の日

平成29年6月21日

